令和5年 第7回茅野市農業委員会定例総会議事録

- 1. 開催日時 令和5年7月26日(水)午後2時30分から午後3時30分
- 2. 開催場所 茅野市役所 議会棟大会議室
- 3. 出席委員 27名

農業委員(18名)

議席	職名	氏名	議席	職名	氏名
18	会 長	牛山 義登	8	委 員	栁澤 圭吾
17	会長代理	小林 修治	9	委 員	前田 ちひろ
ı	委 員	田中 正代	10	委 員	矢島 平一
2	委 員	白鳥 誠司	11	委 員	吉田 秀史
3	委 員	矢島 勝秀	12	委 員	堀内 友惠
4	委 員	小平 開	13	委 員	篠原 朋夫
5	委 員	宮坂 直治	14	委 員	小池 正雄
6	委 員	伊藤 利幸	15	委 員	濱 惣一
7	委 員	渡邊 公人	16	委 員	田村 和己

農地利用最適化推進委員(9名)

議席	職名	氏名	議席	職名	氏名
19	委 員	細川 光夫	24	委 員	竹村 俊治
20	委 員	宮﨑 博人	25	委 員	帯川 孝男
21	委 員	小林 正一	26	委 員	牛山 浩文
22	委 員	有賀 宣尚	27	委 員	戸田 広史
23	委 員	島立 雄幸			

4. 欠席委員 0名

5. 議事日程

- 第1 農業委員会長招集あいさつ
- 第2 主要会務報告について
- 第3 議事録署名委員の選任(15番:濵惣一、16番:田村和己)
- 第4 総会の公開について
- 第5 審議

議案第30号 農地法第3条の規定に依る許可申請について(3件) 議案第31号 農地法第4条の規定に依る許可申請について(1件) 議案第32号 農地法第5条の規定に依る許可申請について(9件) 議案第33号 農用地利用集積計画(貸借権設定)の決定について (12件)

6. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長 鎌倉 亮 事務局次長 吉田 哲郎 農業委振興担当 両角 将代志 主 任 長谷川 達也

7. 会議の概要

会長代理

皆さま、お疲れ様でございます。定刻を過ぎまして申し訳ございません。ただ今から第7回茅野市農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願い致します。

総会の開催に先立ちまして本総会の成立宣言をいたします。本日 | 名遅れておりますが、欠席者はゼロということで本総会は成立することを宣言いたします。

それでは次第に従いまして I 番、農業委員会会長招集あいさつということで、牛山会長よろしくお願いします。

1.農業委員会会長招集あいさつ

会長

皆さん、こんにちは。早くも一ヶ月経ったということでありますが、本日は7 月の定例会ですが大変暑い中、お疲れ様でございます。梅雨明けと同時に 夏本番と言うより、その前から夏本番というような、連日の危険な暑さという ことで全国的に注意喚起がされております。私の所ばかりではないと思いま すが元気なのはどこを見ても雑草だけだな、と思っております。猛威を振るっ ている雑草に手を焼いているのは私だけではないかなと、感じているところ であります。またこの時期、私は出荷しながら、皆さんも朝早くから田畑へ行 くと思いますが朝夕の涼しいうちに作業をしようと、専業農家だけではなくて 自家用野菜を作る人達とも多く行き会って会話ができるチャンスかなと思い ます。地域計画に向かっては、そんな人たちと是非とも話をしながら情報交 換をするのもいいかなと思っています。たまたま私は今朝枝豆を採りに行った ら隣の畑で自家用野菜を作っている人が、うらやましそうだったので枝豆を 分けてあげましたら大変喜ばれ、時間のない中でしたが 10 分ばかり話し込 む事になりました。このように地域の人と気軽に話す機会を作っていただけ ればと思いますのでよろしくお願いします。また委員さんにつきましては農地 パトロールをいつから始めればいいのかと、昨年実施して心配だったことも あるかと思います。些細なことでも気になることがあれば事務局に情報を入

れていただいて対処するようにお願いしたいと思います。

今月の審議事項ですがご通知した通り、今月は多くはありませんが暑い さなかでありますので早めに終わりにして、涼しいうちに農作業をしたい方も いるかと思いますのでご協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いいた します。

会長代理

ありがとうございました。

続きまして 2.主要会務報告ということで、引き続き牛山会長お願いします。

2. 主要会務報告について

会長

(主要会務の報告は特になし)

3. 議事録署名委員の選任

代理

続きまして議事録署名委員の選任については、15番の濱惣一委員、16番の田村和己委員のご両名にお願いいたします。

続きまして総会の公開について、ということで、牛山会長お願いします。

4.総会の公開について

会長

それでは総会の公開・非公開についてお諮りします。基本的には公開ということでございます。本日の審議は事前にお知らせしました通り、農地法による許可申請は第3条申請が3件、第4条申請が1件、第5条が9件の計25件です。また農地利用集積計画の賃借権設定が12件になります。審議内容には個人的な情報が入っておりますが会議は原則公開として進めたいと思いますが、皆様にお諮りをいたします。公開で良いと判断される委員さんは挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございました。全員の賛同をいただけたということで本日の総 会は公開で進めます。

(傍聴者なし)

5. 審議

議長

それでは審議に入ります。スムーズな進行にご協力をお願いします。

議事日程第5審議、第30号議案「農地法第3条の規定に依る許可申請について」を議題といたします。

順次事務局から説明をお願いします。

次長

【申請番号 | について議案書をもとに朗読】

議長

申請番号 | について、地区担当委員から現地調査の報告をお願いします。

||番委員

7月21日、米沢地区委員2名で現地調査をさせていただきました。案内図3-1をご覧ください。渡人は既に他界しており相続財産管理人による財産処分になります。受人は申請地に隣接する農地を所有し耕作しており、

	申請地は馬入れとして活用したいと希望しています。草刈りもされており問
	題はないと見てまいりました。許可要件も全て満たしていると考えます。問題
	ないと見てまいりましたので、ご審議のほどよろしくお願い致します。
議長	ありがとうございました。ただ今の担当地区委員さん、並びに事務局から
一 	の説明について、質問や意見のある方は挙手をお願いします。
詳 目	(質問等なし) 質問等がないようですので採決に入ります。
議長	
	申請番号 について、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願い
	します。
 →¥ F	(賛成多数) ませるおにより 中港 乗り しは 原来の深りは ウンナーナナ
議長	賛成多数により、申請番号 は原案の通り決定いたします。
議長	引続き事務局より説明をお願いします。
	関連性がありますので、申請番号 2 と 3 は一括で説明をお願いします。
次長	【申請番号 2、3 について議案書をもとに朗読】
議長	地区担当委員から現地調査の報告をお願いします。
3番委員	7月23日、豊平地区委員3名で現地確認に行ってきました。案内図3-
	2、3-3 をご覧ください。本申請は北側と南側の所有権移転、農地の交換に
	なります。同じ場所の交換にしては面積が違いすぎるということで、南側の土
	地所有者に聞き取りをしました。その内容は次の通りです。『大手企業から
	の土地買収で土地を手放すことになりましたが、金銭ではなく代替地を求め
	たところ仲介業者が段取りをして土地買収の代金を北側土地所有者に支
	払ってもらうことで、等価交換として成立したそうです。南側の土地所有者は
	娘夫婦とともに田畑の作業に励んでおります。北側土地所有者は高齢です
	が土地を荒らさぬ作業をしっかりとしています。今回の所有権移転交換は問
	題なしと見てまいりました。ご審議よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。ただ今の地区担当委員さん、並びに事務局から
	の説明について、質問や意見のある方は挙手をお願いします。
	(質問等なし)
議長	質問等がないようですので採決に入ります。
	申請番号 2、3 について、計画通り決定することに賛成の方は挙手をお願
	いします。
	(全員賛成)
議長	全員賛成により申請番号2と3は原案の通り決定いたします。
議長	それでは、議事日程第5の議案第31号「農地法第4条の規定に依る許
	可申請について」を議題といたします。
	事務局より議案について説明をお願いします。
次長	【申請番号1について議案書をもとに朗読】

7月6日、申請者立会いの下県および市で聞き取りまた現地調査を行っております。その内容につきまして営農型太陽光4条の申請の場合、一時転用期間は10年ということで県の方は承知しているということです。

- ○出荷の状況および適正な栽培については書類上の審査となっている
- ○現状では出荷量の根拠となる数字はない
- ○8月 日以降に出荷量の数字が出るとのこと
- ○ブルーベリーの生育状況については県の技術員から見ても問題のない 状況である
- ○生産については養液栽培方法を指導者に教わり栽培を行ってきた昨 年から徐々に良くなり、今年は満足のいく栽培ができているという状況

とのことでした。本日の審議に申請者の立会を求めましたが、急な連絡になってしまったため、都合がつきませんでした。この後 8 月 4 日に南信の審議会で審議される案件になりますが、そちらには申請者立会いで質疑には応答することになっており、一緒に伊那へ行く予定となっています。

議長

地区担当委員から現地確認の報告をお願いします。

2番委員

7月24日、玉川地区委員4名にて現地調査を行いました。案内図4-1 をご覧ください。申請者は申請地の隣に居住しております。平成29年9月 に営農型太陽光発電設備の許可を受け、令和2年の9月に一時転用が 更新されました。そして今回、3 年間の期間が切れる為、ここで 10 年間の 再一時転用更新の申請でございます。今回の営農型太陽光発電設備の下 ではブルーベリーの養液栽培がされています。地目は田んぼ2筆で 1,559 ㎡、転用面積が 0.54 ㎡、作付面積は 485.7 ㎡、パネルは 226 枚、パネル 下部面積は 385.7 m、出力は 49.5kw です。近年の果実収量は令和 4 年より収穫が開始され、およそ 30kg です。しかし農林水産省の指針により ますと地域の平均的な単収と比較して、概ね2割以上減少しないことが示 されています。今回県平均の 257kg の 2 割減を大きく下回っているのが現 状でございます。また販売先も当初観光農園を予定していましたが、JA直 売所への販売に切り替えて進んでいる状況でございます。今年は果実も十 分着果しているため収量が期待されます。現地を確認しましたが、雨水排水 は地下浸透、その他被害防除措置は適切です。今まで継続されている転用 でございますが3年ではなく10年という長い期間でも問題ないと見てま いりましたので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございました。ただいまの担当地区委員さんから現地調査の報告がありました。これについて質問や意見のある方は挙手をお願いします。 14番委員さん、どうぞ。

14番委員

詳しい説明をありがとうございました。県と市で聞き取りを行っていますし、 現地調査もしっかりとやられているということで、会長さんは最初から全部関 わりを持ってこられた案件だと思いますし、最初は相当心配されましたが大 分改善されてきているという報告でしたが、もう少し会長のご見解を承りたく 思います。

議長

分かりました。今 14 番委員さんからありましたように、ちょうど今から 5 年前、14番委員さんと一緒に農業委員を務めていた2年目、営農型太陽 光でブルーベリーをやるという申請が出てきました。当時、どうするこうする、 ということで大分揉めましたが、最終的には皆の合意を得られました。やはり 期待するという面がありまして、茅野市農業委員会としては通そうと、許可し ました。しかし本人が全くやっている様子がなく、実際営農というより電気売 電でやっているのではないか、という疑問も湧いてきたわけですが、そうした 中、本人も努力をしていたということであります。養液栽培につきましてもや はり、合う・合わないということもありますし、本人自体が実際に直接指導し た方がどこの方かはよく分かりませんが、その人がどれだけ見てくれたかと いう疑問もあって、今まで成果もなかったものですから、私としてはここでもう 3年間という短期でもって 10年は認めたくないという話をしていましたが、 県の見解とすれば断れる理由がないということだそうです。実際には 10 年 として希望と言いますか期待を大きく膨らますということで、一筋の光として 今年はいつもの年よりも花付きも良かったし、セブンイレブンに出荷した帰り に見ていますが、かなりフサフサ生っています。本人に聞きましたら「先日 50kg ほど収穫した」ということですので、それは成果なのかなと思います。 最終的に私の見解としては、今年花が咲いて今現在 50kg 出荷していて、 当初計画していた観光農園に小学校や保育園の子たちを招いてブルーベリ 一狩りをさせるという計画があったのでそちらの方の可能性が見えてきたか なと思っていますが、自分としてはやはり客観的な数字を示したうえで農業 委員会として認めていきたいかな、と思っています。というのは今回、ここでは 認められないと、もしも認めるのであれば今年 | 年やった時の収穫量の数 字を示したうえで申請したらどうかと話をしましたが、県としては、もう断れる 理由はないから市として弾いても、県としてもう一度考え直してと帰ってくると いう状況らしいです。先ほど次長からもありましたがこういう状況だったら、市 としては期待を持ちたいということも兼ね備えて8月4日にある南信地区 の常設委員会の方にかけてもらって、そこで本人からしっかりとした説明をし たうえで通すなら通す、でどうかという見解であります。やはり本人の意志と いうのをしっかりとしたところで確認しておく必要があるかなと思っています。 今日は「どうしても他の仕事の都合で来られない」ということでしたので、常 設委員会に出てもらう事になりました。本来であれば皆さんに直接聞いても

	らって納得したうえで、農業委員会で認めるという流れが一番よかったのか
	なと思いますが、叶わず残念であります。また何かの機会に現地を見て、これ
	まで 5 年くらいやったところで成果を上げたと直接本人から聞いていければ
	今後茅野市における営農型が段々前進していくのではないかと考えている
	ところであります。以上です。
4 番委員	詳しいご説明をありがとうございました。我々が判断するための非常に良
	い話をしていただけたと思います。やはり3年で判断というのは短すぎる感
	じがします。平成 29 年、令和 2 年、5 年、ということですが、会長や事務局
	の「今年は満足する状況になってきているよ」という話は非常に心強く思いま
	すし、それも踏まえた上でご判断いただけるのだと思います。どうもありがとう
	ございました。
議長	ありがとうございました。先月も農地所有適格法人から3条が出てきまし
	た。ゆくゆくは営農型をやりたいということでしたが県とすれば営農型をする
	のであれば同時申請で出してくれということだったらしいですが、その農地
	所有適格法人の農業担当者によるとやはり営農型ありきで行きたいと、先
	行してブルーベリーを作ってブルーベリーが良くなればその上に上げたいと
	いう話を聞いていますので、今後県の方と今回の件、14番委員さんがおっ
	しゃったように3年間というのは本当にいいのか、営農型太陽光については
	国の自民党で作るワーキンググループで検討されていますが、地域で作って
	いない初めての物でやるのはどうなのかと、そんなことも出ていますので、結
	果的には結論としては出ていませんが、その辺のところも農業新聞に載って
	いますので、そちらが一番早いのかなと思いますので、また情報等注視して
	いただければと思います。なお4日の常設委員会の結果につきましては8
	月の総会の時に事務局からご説明するということですので、よろしくお願い
	致します。
議長	他に質問等ありましたら挙手をお願いします。
	(質問等なし)
議長	質問等がないようですので採決をいたします。
	申請番号 について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願
	いします。
	(挙手多数)
議長	賛成多数により申請番号 I は原案通り決定いたします。
議長	それでは、議事日程第5の議案第32号「農地法第5条の規定に依る許」
	可申請について」を議題といたします。
	事務局より議案について順次説明をお願いします。
次長	【申請番号 について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。

	T
10番委員	7月22日、ちの地区委員2名で現地確認を行いました。案内図5-1を
	ご覧ください。転用目的は家族の住宅を建築するためです。隣接農地につい
	ては家族の農地の他 2 筆ありますが、造成はなし、雨水排水は地下浸透、
	汚水については下水道に接続、隣接する用水路はなく、被害防除措置の配
	慮は徹底されています。農地は敷地の南側に位置する点から問題ないと判
	断いたします。ただし書類上の不備や誤記が多く、今回は見送りとしまして、
	改めて書類を揃えたうえで審議される方が良いと判断いたします。以上で
	す。
議長	ありがとうございました。
	書類の誤記が多いということですが事務局から回答をお願いします。
次長	大変申し訳ありませんでした。書類の誤りがありました。他、筆の特定です
	ね、現地の方は既に 筆になっている状況でして、特定するための地番が
	明確ではないということがありまして、申請を受付けた後に差し替えというこ
	とになってしまいました。担当委員さん、大変申し訳ありませんでした。こちら
	については、修正後速やかに、ちの地区の委員さんに再度ご確認いただい
	て、本日は建築の工期が 10 月に間に合わせたい関係から、本日このような
	状況で非常に申し訳ありませんが差し替えた委任状等で委員さんの方に担
	当者から確認して本日、採択いただきたいということでよろしくお願い致しま
	す。
議長	今、事務局から書類の差し替えによって地番、公図と現地が確認できない
	ということですか。
10番委員	届出上は○○○-1、○○○-3という敷地で出してきています。それに対
	するいろんな書類を入れてくれていますが、実は○○○-3 ではなくて□□
	i and the state of
	□-Ⅰ、ということなんです。□□□-Ⅰに対しての書類が全然ないので、照合
	□-I、ということなんです。□□□-I に対しての書類が全然ないので、照合ができないという訳です。 <mark>パッド(タブレット?)</mark> でも見ているんですがよく分
議長	ができないという訳です。 <mark>パッド (タブレット?)</mark> でも見ているんですがよく分
議長	ができないという訳です。パッド(タブレット?)でも見ているんですがよく分からなかったので照合ができないというところになります。
議長次長	ができないという訳です。 <mark>パッド(タブレット?)</mark> でも見ているんですがよく分からなかったので照合ができないというところになります。 図面が合っていないので委員さんが現地の確認をできないということで
	ができないという訳です。 <mark>パッド(タブレット?)</mark> でも見ているんですがよく分からなかったので照合ができないというところになります。 図面が合っていないので委員さんが現地の確認をできないということですね。
	ができないという訳です。パッド(タブレット?)でも見ているんですがよく分からなかったので照合ができないというところになります。 図面が合っていないので委員さんが現地の確認をできないということですね。 すみません、書類を差し替えて正確な資料で現地確認を行っていただか
	ができないという訳です。パッド(タブレット?)でも見ているんですがよく分からなかったので照合ができないというところになります。 図面が合っていないので委員さんが現地の確認をできないということですね。 すみません、書類を差し替えて正確な資料で現地確認を行っていただかなくてはいけないのですが、翌月に降り送るように申請者に伝えますのでよ
次長	ができないという訳です。パッド(タブレット?)でも見ているんですがよく分からなかったので照合ができないというところになります。 図面が合っていないので委員さんが現地の確認をできないということですね。 すみません、書類を差し替えて正確な資料で現地確認を行っていただかなくてはいけないのですが、翌月に降り送るように申請者に伝えますのでよろしくお願いします。
次長	ができないという訳です。パッド(タブレット?)でも見ているんですがよく分からなかったので照合ができないというところになります。 図面が合っていないので委員さんが現地の確認をできないということですね。 すみません、書類を差し替えて正確な資料で現地確認を行っていただかなくてはいけないのですが、翌月に降り送るように申請者に伝えますのでよろしくお願いします。 それでは事務局の方で書類不備ということで、ここでは取り下げて翌月に
次長	ができないという訳です。パッド(タブレット?)でも見ているんですがよく分からなかったので照合ができないというところになります。 図面が合っていないので委員さんが現地の確認をできないということですね。 すみません、書類を差し替えて正確な資料で現地確認を行っていただかなくてはいけないのですが、翌月に降り送るように申請者に伝えますのでよろしくお願いします。 それでは事務局の方で書類不備ということで、ここでは取り下げて翌月にかけるということで、ここでは採決を取らないということで進めさせていただ
次長 議長	ができないという訳です。パッド(タブレット?)でも見ているんですがよく分からなかったので照合ができないというところになります。 図面が合っていないので委員さんが現地の確認をできないということですね。 すみません、書類を差し替えて正確な資料で現地確認を行っていただかなくてはいけないのですが、翌月に降り送るように申請者に伝えますのでよろしくお願いします。 それでは事務局の方で書類不備ということで、ここでは取り下げて翌月にかけるということで、ここでは採決を取らないということで進めさせていただきます。ちの地区の委員さん、来月又お願いいたします。
次長 議長 議長	ができないという訳です。パッド(タブレット?)でも見ているんですがよく分からなかったので照合ができないというところになります。 図面が合っていないので委員さんが現地の確認をできないということですね。 すみません、書類を差し替えて正確な資料で現地確認を行っていただかなくてはいけないのですが、翌月に降り送るように申請者に伝えますのでよろしくお願いします。 それでは事務局の方で書類不備ということで、ここでは取り下げて翌月にかけるということで、ここでは採決を取らないということで進めさせていただきます。ちの地区の委員さん、来月又お願いいたします。 続きまして事務局より議案について説明をお願いします。

	
10番委員	7月22日、ちの地区委員2名で現地確認を行っております。案内図5-
	2 をご覧ください。地目は田ですが、現状は庭及び家庭菜園という用途で使
	われています。目的は宅地(庭)の拡張です。渡人は相続にて取得しました
	が、東京都在住のため隣接する住宅と合わせて処分したいと考えていたとこ
	ろ、隣接する事務所に勤務する受人から購入申し入れがあり、本申請に至り
	ます。隣接農地はありませんので問題はないと判断いたします。ご審議のほ
	どよろしくお願い致します。
議長	ありがとうございました。ただいまの担当地区委員さん、並びに事務局か
	らの説明について意見や質問のある方は挙手をお願いします。
	(意見等なし)
議長	意見等がないようですので採決に入ります。
	申請番号2について、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願い
	します。
	(賛成多数)
議長	賛成多数により申請番号 2 については、原案通り決定といたします。
議長	事務局より議案について説明をお願いします。
次長	【申請番号3について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
27 番委員	7月21日、宮川地区委員4名で確認をしてまいりました。案内図5-3
	をご覧ください。渡人は地元の方、受人は南箕輪の不動産業者、6区画の宅
	地分譲地としての販売を計画しています。被害防除措置については問題な
	いと見てまいりました。ここで確認したい点があります。現地確認をした時に
	申請地2筆の片側ですが、土場の様な状態になっていまして、トラックや車
	が数台停まっており砂利等が置いてありました。田となっていますが事前に
	市役所サイドでは見に行っていますよね、籏を立てに。その時に地目が異な
	っている事の確認をしたところで、何か対応と言いますか、事前に確認等をし
	ているかということが気になりました。申請については問題ないと見てまいり
	ましたのでご審議のほどよろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。
	地区委員さんからの指摘について事務局より回答をお願いします。
次長	違法転用の案件になると思います。書類の方にも、こういった案件の場合
	厳しく注意をして農地に戻す等の適切な指導又は顛末書、経過についての
	説明を文書にして求めるということになっています。今回の件についても確か
	に現地にはゴミや伐採した樹木等が散乱しているような状況が見受けられ
	ましたので説明を求めて顛末書を付けてもらい申請された案件になります。
議長	こういう所が多くなってきています。度々言っていますが違反転用の場合、
	どうしても消滅時効という問題がありまして、2年以内に摘発しないと裁判

	をしても認めざるを得ないということになります。こういった農地はいくつかあ
	ると思います。去年の農地パトロールでも"赤判定"は全部違反転用になる
	のではないかと思いますが、そこを戻すように言って戻すことというのは法的
	にできない状態ですので、農地パトロールを毎年やっている中で、去年は農
	地だったけど今年は土場になっている、おかしい、と思ったところは事務局に
	報告をしていいただいて然るべき措置をしてもらうようお願いしたいと思いま
	す。今回においてもこのような状況ですが、事務局においては今後このような
	場合はどうしますか。
27 番委員	今、事務局からの説明で顛末書が出ているとのことで、確認しましたがい
	ただいた書類の中に顛末書はありませんでした。
議長	すみませんでした。事務局の方で書類については不備がないようにお願
	いします。
議長	意見や質問のある方は挙手をお願いします。
	(意見等なし)
議長	意見等がないようですので採決に入ります。
	申請番号3について、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願い
	します。
	(賛成多数)
議長	賛成多数により申請番号 3 については、原案通り決定いたします。
議長	事務局より議案について説明をお願いします。
次長	【申請番号 4 について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
15番委員	7月21日、宮川地区委員4名で確認をしてまいりました。案内図5-4
	をご覧ください。申請地は区画整理区域内です。地目は田ですが区画整理
	されてからは休耕田となっています。渡人は長年県外に居住、ご主人が他界
	し本人も高齢で耕作できない期間が続いているため売却を希望していま
	す。受人の不動産会社は松本エリアを中心に総合建築事業を展開しており
	今後諏訪エリアへの事業展開を図るため、モデルハウス2棟を建築するた
	め購入するものです。坪単価は3万円弱となります。第一種住居地域です
	のでこの申請は問題ないと思われますのでご審議お願い致します。
議長	ありがとうございました。ただいまの担当地区委員さん、及び事務局から
	の説明について意見や質問のある方は挙手をお願いします。
	(意見等なし)
議長	意見等がないようですので採決に入ります。
	申請番号4について、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願い
	します。
	(賛成多数)

議長	賛成多数により申請番号4について、原案通り決定いたします。
議長	事務局より議案について説明をお願いします。
次長	【申請番号 5 について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
19 番委員	7月24日、玉川地区委員4名にて現地を確認しました。案内図5-5を
	ご覧ください。申請地は住宅化が進み始めた第一種農地になります。渡人は
	高齢や人手不足といった理由から耕作が困難となり困っていたところ、受人
	から申し出がありました。受人は茅野市内において加速化する高齢化社会
	の医療・福祉の受け皿を確保するため、施設を建設することを計画していた
	ところ、申請地は市内各所からのアクセスが良く、近隣には諏訪中央病院や
	各医療機関が多いことから福祉施設の建設を希望しています。現地を確認
	しましたところ、既に宅地化が進んでいることと、被害防除措置等は特に問
	題なく、境界確認も済んでおりました。目的の通り福祉施設を建設しても何
	ら支障はありません。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議長	事務局より福祉施設について説明があります。
次長	こちらの場所は第一種農地(10 ヘクタール以上の集団化した農地、また
	は圃場整備等が行われた農地)ですが集落接続でもとれるかもしれません
	が、こういった社会通念上、社会福祉法において必要とされる施設の中にこ
	ういった福祉事業所が入ります。ですから本件については集落接続または社
	会福祉通念上必要な施設として許可を得るわけです。例えば第一種農地で
	圃場整備から8年以上経過したところの真ん中に建築する場合であって
	も、社会福祉法上必要な施設であれば基本的には集落接続等も必要なく、
	許可になる案件になります。
議長	ありがとうございました。社会福祉施設には特例的な措置があるというこ
	とですので、皆さまもご承知おきください。
議長	それでは担当地区委員さん、また事務局からの説明について意見や質問
	のある方は挙手をお願いします。
	(意見等なし)
議長	意見等がないようですので採決に入ります。
	申請番号5について、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願い
	します。
	(賛成多数)
議長	賛成多数により申請番号 5 については、原案通り決定いたします。
議長	事務局より議案について説明をお願いします。
次長	【申請番号6について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
21 番委員	7月24日、金沢地区委員2名で現地確認をしてまいりました。案内図5

	-6 をご覧ください。渡人は以前 5 条申請の許可を受け住宅を建築しました
	が実際に生活してみますと駐車場のスペースはエアコンの室外機などに場
	所が取られてしまいました。現在実家に預けている農機具類を収容するため
	の物置を設置したい、南側にはウッドデッキも作りたい為、当初予定していた
	駐車場用地が確保できなくなりました。来客用分を確保するため両親に相
	談し土地の一部を分筆して本申請となりました。渡人は息子夫婦から相談
	を受け、隣接地である本申請地の一部を宅地とすることを了承しました。北
	側は受人の宅地、東側と南側は渡人の畑、西側は道になります。被害防除措
	置について法面は現状のまま利用、雨水は敷地内にて地下浸透、よってこの
	使用貸借は問題ないと見てまいりました。よろしくご審議をお願いします。
議長	ただいまの担当地区委員さん、及び事務局からの説明について意見や質
	問のある方は挙手をお願いします。
	(意見等なし)
議長	質問・意見等がないようですので採決に入ります。
	申請番号6について、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願い
	します。
	(賛成多数)
議長	賛成多数により申請番号 6 は、原案通り決定いたします。
	【申請番号7は取下げ】
議長	事務局より議案について説明をお願いします。
次長	【申請番号8について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
12番委員	7月22日、湖東地区委員3名で現地確認に行ってきました。案内図5-
	8 をご覧ください。渡人は高齢のため耕作が困難となり、隣地に居住する受
	人に家庭菜園および駐車場として利用していただくよう話したところ、双方
	の希望が一致したため本申請に至りました。ご審議よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。ただいまの地区担当委員さん、ならびに事務局
	からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。
	(質問等なし)
議長	意見等がないようですので採決に入ります。
	申請番号8について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願
	いします。
	(挙手多数)
議長	賛成多数により申請番号 8 は原案通り決定いたします。
議長	次に事務局より議案について説明をお願いします。
次長	【申請番号9について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。

13番委員	7月22日、湖東地区委員3名で現地を確認しました。案内図5-9をご覧ください。南側は幅員5mの市道、北側は宅地、西側と東側は畑に隣接しています。渡人は県外に居住し遠隔地のため耕作できないため売却を希望、受人は借家住まいのため当該地を購入して住宅を建築したいという申請です。現地を確認したところ隣接農地所有者への事前説明は行われております。雨水排水は敷地内での地下浸透、生活雑排水は公共下水道へ接続します。住宅用地としての転用は問題ないと見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。ただいまの担当地区委員さん、及び事務局から の説明について意見や質問のある方は挙手をお願いします。 (意見等なし)
議長	意見等がないようですので採決に入ります。 申請番号 9 について、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願い します。 (賛成多数)
議長	賛成多数により申請番号 9 については、原案通り決定といたします。
議長	事務局より議案について説明をお願いします。
議長	議事日程第5の議案第33号「農用地利用集積計画(利用権設定)の 決定について」を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
次長	【申請番号 から申請番号 2 について議案書をもとに一括で説明】
議長	ただいま利用権設定につきまして申請番号 1 から申請番号 1 2 について、 事務局より説明がありました。 質問等ありましたら挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	質問等がないようですので採決に入ります。 申請番号 から 2 まで、一括でお願い致します。原案の通り決定することに賛成される方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長	賛成多数により 12 件の利用権設定につきまして原案の通り決定いたします。
議長	以上で、本日の議案の審議事項は終了いたしました。この際、その他の件 について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。 (発言なし)
議長	それでは以上をもちまして、茅野市農業委員会第7回総会を閉会いたします。

令和5年7月26日

議長

委 員

委 員